

2021年度 ユニコムプラザ「まちづくりモデル事業」 募集要領

1. 趣旨

この募集要領は、ユニコムプラザまちづくりモデル事業実施要領に定めるもののほか、必要な事項を定めたものです。

2. 実施目的

地域の課題の解決及び地域の活性化を図るため、市民と大学等との連携による様々な活動が有効な手法のひとつだと考えています。そこで、地域の課題解決等に向けた具体的テーマに基づき、定期的に活動を行う団体の大学と地域の連携を望む事業を、相模原市立市民・大学交流センター（以下、「ユニコムプラザさがみはら」という）が「まちづくりモデル事業」として認定することで、他の団体の活動をけん引し、市内の団体活動の活性化を図ることを目的に実施します。

想定しているテーマは次のとおりですが、これ以外のテーマを認定しないものではありません。

- ① 高齢者支援
- ② 子ども・若者支援（子ども食堂、放課後クラブ等）
- ③ 防災減災
- ④ 交通安全
- ⑤ 環境対策
- ⑥ 地域交流・活性化

3. 事業の概要

本事業は、地域の課題解決等に向けた具体的テーマに基づき、団体内で大学と地域の連携を望む事業を「まちづくりモデル事業」として認定し、その事業の活動に対し、課題解決・大学と地域の連携に必要なアドバイス、活動の広報、施設利用料の減免等により支援するものです。

4. 事業の実行

本事業はユニコムプラザさがみはらが地域活動等を行う団体の事業を「まちづくりモデル事業」として認定するもので、該当事業を実行するのは認定を受けた各団体です。

なお、認定された事業を他の団体に委託することはできません。

5. 支援の詳細

- ① 課題解決に必要なアドバイス
- ② 大学等他団体への橋渡し等に向けた相談の受付
- ③ 活動の広報（ユニコムプラザさがみはらでのチラシの配架、同 HP への掲載等）
- ④ ユニコムプラザさがみはらの施設利用料の減免

※ただし利用時間に制限を設けることがあります。

6. 応募資格

次のすべてに該当する団体

- ① 地域の課題解決、活性化等に向けた具体的なテーマ（事業構想）を持っていること
- ② 大学と地域の連携を具体的に想定し希望していること
- ③ 相模原市立市民・大学交流センターユニコムプラザさがみはら団体登録募集要領に基づき、

2021年度 ユニコムプラザ「まちづくりモデル事業」 募集要領

団体登録がされていること

- ④ 事業を遂行する実施体制があること
- ⑤ 認定期間終了後も、認定を受けた事業を継続する意思を持っていること

7. 実施報告等

本事業の認定を受けたものは、次の実施報告等を行うこととします。

- ① 事業を実施した際に、実施報告書を提出すること
- ② 6月、9月、12月、3月のそれぞれ月末までに、ユニコムプラザ「まちづくりモデル事業」経過報告書を提出すること
- ③ 2021年度末に、ユニコムプラザ「まちづくりモデル事業」年間実施報告書を提出すること
- ④ 事業実施報告会等、ユニコムプラザさがみはらが指定する実施事業に参加すること

8. 認定期間

- ① 認定期間は1年間とする。

9. 認定の取り消し

以下に当てはまる場合、年度の途中であっても、モデル事業認定を取り消します。

- ① 団体より取消しの申込みがある場合
- ② 応募資格から外れた場合
- ③ 計画から著しく逸れた活動になった場合
- ④ 施設利用のルールが守られなかった場合
- ⑤ ユニコムプラザさがみはらとの連絡、連携が著しく困難であり、モデル事業としての支援が不可能と判断した場合

10. 応募方法

ユニコムプラザ「まちづくりモデル事業」申請書（様式1）及びユニコムプラザ「まちづくりモデル事業」事業概要書（様式2）を提出してください。

提出先：ユニコムプラザさがみはら

相模原市南区相模大野3丁目3-2 bono 相模大野サウスモール3階

提出方法：持参またはメール：event@unicom-plaza.jp

募集期間：2020年12月1日～12月25日

その他：応募書類確認の際に事業の実施計画等についてヒアリングを行う場合があります。

11. 実施団体の認定

応募書類の内容等を、別に定める認定基準に基づき審査します。2021年1月15日までに応募者全員に認定の可否を連絡し、認定団体についてはHPで公表します。

以上